

## 佐賀県規則第51号

佐賀県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則を廃止する規則

佐賀県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（令和5年佐賀県規則第44号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年12月28日から施行する。